

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

### 太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年3月2日（金）午前9時30分
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 （16人）

農業委員 （7名）

会長

8番 秀島 克博

1番 中島ふぢ子

2番 山口 秀行

3番 川崎 豊洋

4番 新宮 義晃

5番 池田 恵

6番 小川 龍也

農地利用最適化推進委員 （9名）

久我 定幸

池田 信文

木村 覚

榊原 照博

田口 健一

中島 政秀

小柳 仲雄

柳瀬 伸博

松本 広喜

欠席委員 （3名）

7番 水田武次郎

池田 保吉

内田 秀敏

#### 4. 議事日程

- 議案第 34号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について  
議案第 35号 農地法第3条の規定による許可申請審議について  
議案第 36号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画の決定について  
議案第 37号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画の決定について  
(農地中間管理機構との貸借)  
議案第 38号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の  
規定により定める農用地利用配分計画(案)について

#### 5. 農業委員会事務局職員

事務局長 永石 弘之伸  
農地係長 中川 博文  
主 査 西村 壽真

#### 6. 会議の概要

発言者	内容
議長	<p>おはようございます。ただ今から第9回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は、農業委員7名、推進委員9名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>今回の議事録署名者ですが、1番の中島委員と2番の山口委員さんよろしくお願ひします。</p> <p>それではさっそく審議に入りたいと思います。</p> <p>本日の提出議案は、</p> <p>議案第34号が3件、議案第35号が3件、議案第36号が6件、議案第37号が1件、議案第38号が1件となっています。</p> <p>それでは議案第34号、農地法第18条第6項の規定による解約報告について、別紙関係人より解約報告を受理したので、報告します。</p>
議長	それでは、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	(事務局説明)
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、新宮農業委員、池田推進委員から調査報告をお願いします。

新宮農業委員	<p>現地確認と聞き取りを行いました。契約は32年までありますが、本人が耕作するという事で、双方合意のもと解約と相成っております。特に問題はないと思われます。</p>
池田推進委員	<p>双方から聞き取りを行いました。借人から規模縮小を考えていると言われ、貸人もまだ耕作能力があることから、今回の合意に至ったと聞いています。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。 それでは1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
榊原推進委員	<p>この借人の方は地区の中山間に入っていると思うのですが、その対応はどうなるのでしょうか。</p>
事務局	<p>はい、そのお話は聞いておまして、借人から貸人へ変更の手続きを現在行っているそうです。</p>
榊原推進委員	<p>わかりました。</p>
議長	<p>それでは、1番について、その他ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、1番は原案どおり認められました。 お諮りします。2番、3番は、賃借人が同一人で関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 それでは、2番、3番について一括して、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案の説明</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、田口推進委員から調査報告をお願いします。</p>
事務局	<p>その前に、本日欠席されている水田委員から調査報告を受けております</p>

田口推進委員	<p>ので、読み上げたいと思います。</p> <p>2月27日貸人から聞き取り及び現地確認を行いました。今回は貸人が全ての対応を行うという事でしたので、借人への聞き取りは行っておりません。借人は農業を通じた人づくりをモットーに活動されている法人ですが、今回は残念な結果になりました。</p> <p>この賃貸借議案については前回も私に対応しておりまして、傾斜もありまして、日当たりの良く、大風の影響も少ない良い畑であったと記憶しています。現在はみかんの木も全部切り、片づけてもらい更地の状態です。</p> <p>貸人によりますと、草払いはしない、除草剤も撒かない、挙句の果てにはテッポウムシにやられてしまい周りの方に迷惑をかけている状態なので、このような形になりましたという事でした、非常に残念がられてました。私も法人の趣旨は素晴らしいと思いますが、現実を見せつけられ、残念です、との事でした。</p>
議長	<p>それでは田口推進委員調査報告をお願いします。</p>
田口推進委員	<p>内容については、水田委員の報告のとおりですが、解約後については少しお話がまっているみたいなので、大丈夫ではないかと思います。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
議長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、2番は、原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、3番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
議長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、3番は、原案どおり認められました。</p> <p>続いて、議案第35号、農地法第3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p>
議長	<p>1番の審議の前に、私はこの議案の関係人でありますので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をしますので、議長を年長の新宮委員と交替します。</p>

議長	<p>新宮委員宜しく申し上げます。</p> <p>**** 議長交代 ****</p>
新宮委員 (議長)	<p>それでは、1番の審議だけ私が議長となりますので宜しく申し上げます。 1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案の説明</p>
新宮委員	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、川崎農業委員及び柳瀬推進委員から調査報告をお願いします。</p>
川崎委員 議長	<p>譲受人と現地確認及び聞き取りを行いました。現地在が相続放棄によって耕作放棄地になっていたのですが、適切に譲受人が管理されるとの事ですので、問題ないと思います。</p>
柳瀬推進 委員	<p>川崎委員の報告に間違いはないと思います。</p>
新宮委員	<p>調査報告が終わりました。 それでは1番について、ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)</p>
新宮委員	<p>異議なしと認めます。 したがって、1番は、許可相当と認められました。 それでは、1番の審議が終了しましたので、議長を秀島会長と交替します。</p> <p>**** 議長交代 ****</p>
議長	<p>それでは、続きまして、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案の説明</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、新宮農業委員、池田推進委員及び田口推進委員から調査報告をお願いします。</p>

新宮委員	譲受人と田口推進委員とともに現地確認及び聞き取りを行いました。現地は荒廃農地とされておりまして、竹やぶの状態でした。譲受人は隣に農地を持っており、つながりという事で購入をすると決めましたとのことでした。
池田推進委員 議長	現地を確認し、譲受人に話を聞いたところ、将来的に野菜をとお考えのようでした、ただ、現地にはイノシシの痕跡もあり、ここを農地として利用するのはかなり難しいのではないかとの認識も持ちました。
田口推進委員	現地確認を行いました、現地があったというだけの印象です。
議長	調査報告が終わりました。 それでは2番について、ご異議ご意見ございませんか。
議長	(異議なし) 異議なしと認めます。 したがって、2番は、許可相当と認められました。 続きまして、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	議案の説明
議長	事務局の説明が終わりました。 それでは3番について、ご異議ご意見ございませんか。
議長	(異議なし) 異議なしと認めます。 したがって、3番は、許可相当と認められました。 続きまして、議案第36号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化法による賃借権及び使用賃借権設定について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。 それでは、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案の説明

議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、新宮農業委員、池田推進委員から調査報告をお願いします。
新宮農業委員	推進委員と聞き取りと現地調査を行いました。親子間という事で問題が無い事と、現地もきちんと栽培されてました。特に問題はないと思います。
池田推進委員	遊ばせずにきちんと耕作されています。問題ありません。
議長	調査報告が終わりました。 それでは1番について、ご異議ご意見ございませんか。
議長	(異議なし) 異議なしと認めます。 したがって、1番は、許可相当と認められました。 お諮りします。2番から4番は、借り手が同一人で関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 それでは、2番から4番について一括して、事務局の説明を求めます。
事務局	議案の説明
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、山口農業委員及び久我推進委員から調査報告をお願いします。
山口委員 議長	2番についてですが、荒れている土地でしたが、水田にするために再び耕作する準備をするという事で、お話をきいています。 3番と4番の件ですが、すでにハウスが建っており、中で花の栽培がされていますが、今回きちんとした形を取りたいとの事で、申請がされております。
久我推進委員 議長	最初の土地ですが、草が生えていた状態ですが、きちんと除草されており、すぐに耕作できる状態になっています。また、3番、4番の土地ですが、山口委員の報告のとおりです。

議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、2番は、許可相当と認められました。</p> <p>続きまして、3番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、3番は、許可相当と認められました。</p> <p>続きまして、4番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、4番は、許可相当と認められました。</p> <p>続きまして、5番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案の説明)</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、新宮農業委員、木村推進委員から調査報告をお願いします。</p>
新宮農業委員	<p>今、事務局から報告があったとおり、今年の1月にかかった案件の残りの部分で、今まで別の方が耕作されていましたが、1人の方にお問い合わせをしたいという事で、特に問題はないと思われます。</p>
木村推進委員	<p>息子が帰ってくるまでお願いしたいという事でした。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは5番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、5番は、許可相当と認められました。</p> <p>続きまして、6番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案の説明)</p>



議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、山口農業委員、久我推進委員から調査報告をお願いします。
久我推進委員	山口農業委員と現地確認及び調査を行いました。田については、すぐにも耕作が出来る状況、畑については梅が植えてあり、大丈夫だと思います。
山口農業委員	現地確認等を行いました。条件的にあまりいい場所とは思えませんが耕作されると思います。
議長	調査報告が終わりました。 それでは6番について、ご異議ご意見ございませんか。  (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 したがって、6番は、許可相当と認められました。
議長	お諮りします。次の議案第37号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理機構との貸借）、農業経営基盤強化法による賃借権及び使用貸借権設定について、及び議案第38号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により定める農用地配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律による賃借権及び使用貸借権設定については関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。  (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 それでは、議案第37号の1番及び議案第38号の1番について一括して、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案の説明)
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、川崎農業委員、松本推進委員及び柳瀬推進委員から調査報告をお願いします。

川崎農業委員	<p>会長及び推進委員2名と現地を確認しました貸し手側ですが、お父さんが亡くなり、相続は完了しています。今回耕作される方ですが、後継者もおられ、就農給付金を貰って今後も頑張っていきたいとの事でした。管理もみかんと玉ねぎをきちんとされており、応援していきたいと思っています。</p>
柳瀬推進委員	<p>貸し手のお父さんが田を作っていましたが、亡くなられて後継者も作るのが難しいとの事でした。</p>
松本推進委員	<p>川崎委員と柳瀬委員のとおりです。</p>
議長	<p>続いて、私の方から調査報告を申し上げます。 後継者の方も朝早くから頑張っていますので、みんなで応援したいと思っています。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。 それでは議案第37号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
議長	<p>(異議なし) 異議なしと認めます。 したがって、議案第37号1番は、許可相当と認められました。 続きまして、議案第38号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
新宮委員	<p>この議案のうち、1つで一部耕作とありますが、これはなぜなのでしょうか。</p>
事務局	<p>お答えします。 この部分につきましては、一部段差があり、耕作に不向きであるという事で、以前から荒れている状態でした。 今回この話になった際にもこの部分は外そうという事になりました。</p>
議長	<p>それではそのほかにご異議ご意見ございませんか。</p>

議長	<p>(異議なし)  異議なしと認めます。  したがって、議案第38号1番は、許可相当と認められました。</p>
議長	<p>以上で、本日の議案の審議ならびに協議事項はすべて終了いたしました。</p>
議長	<p>この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第9回総会を閉会いたします。  委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございました。おつかれさまでした。</p>

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

平成29年 8月 2日

会 長 秀 島 克 博

議事録署名者 中 島 ふぢ子

議事録署名者 山 口 秀 行